

10. 税務署に顔が利く？税理士

—税務行政に対する貢献度で決まる—

1. 脱税を認めさせることはできない

《脱税ほう助》は処罰の対象になることは全ての税理士に共通である。

2. 税務署は電子申告を希望している

電子申告をほぼ100%行うことは
当然必要な時代である。



3. 税務調査で修正が少ない

税務会計に関する考え方及び税務会計の内容が健全であることが、税理士の評価を高める最大の要件である。

4. 書面添付をしている

《書面添付》は会計事務所による税務調査の代行と同じである。
正しい書面添付をしている税理士は、今後益々税務署の評価が高くなると思われる。

5. 申告件数が多い

税務署に対する税務の貢献は件数に比例する。



税理士法人大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1
TEL:(0532) 53-5333(代) FAX:(0532) 53-5118

[平成31年4月26日改訂]